

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法により、学校感染症にかかった場合は学校内の感染拡大防止のため出席停止とすることが定められています。下記の出席停止期間の基準を守り、医師の診療及び治療を受け、医師に登校可能と診断されるまでは自宅で療養してください。なお、登校許可がございましたら、「学校感染症における登校許可届」に保護者の方が責任をもって記入し、登校を再開する際に持参し担任へ提出してください。

※病気の状況により医師の証明書を提出していただく場合があります。

《学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準》（学校保健安全法施行規則第18・19条）

	感染症	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ熱 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 中東呼吸器症候群 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで
	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	発疹に伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化(かさぶたになる)するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
第3種	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により校医等において感染の恐れがないと認めるまで
	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症 (学校での流行を防ぐために学校長が学校医の意見を聞き出席停止の措置を講じることができる) 例)溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など	病状により校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

【インフルエンザの出席停止基準は発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまでです】

※発症日とは発熱した日のことです

インフルエンザの出席停止基準	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
日付を記入	/	/	/	/	/	/	/	/
発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	経過観察	経過観察	登校可能	
出席停止								
発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	経過観察	登校可能	
出席停止								
発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能	
出席停止								
発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能
出席停止								

学校感染症による登校許可届

年 組 番 生徒氏名： _____

病名： _____

上記疾患のため、_____年 月 日 より、学校を欠席していましたが、感染症予防上の支障がなくなったため、_____年 月 日より集団生活に復帰し、登校しても差し支えないことを報告します。

受診医療機関： _____

電話番号： _____

- 新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ検査キットを自宅にて実施し陽性で、病院を受診していない場合は、受診医療機関名は記入せず、こちらにチェックを入れ実施日を下記に記入してください。

検査キット実施日： _____年 月 日

_____年 月 日

保護者氏名 _____ 印

※病気の状況により、医師の証明書を提出して頂く場合があります